

小学校等の臨時休業に対応する助成金（続報）

前号（Vol. 72）でお伝えした「小学校の臨時休業に対応する助成金」（両立支援助成金のコロナ対応特例）について、その後、制度が大きく変更になりました。

両立支援助成金のメニューからは外れ、昨年度実施していた「**小学校休業等対応助成金**」という独立した助成金が復活することとなります。9/30 付で[最新のリーフレット](#)が公表されました。

要件や対象者はほぼ変わらず、要するに

- 小学校等が臨時休業になった場合や、新型コロナに感染した等の理由で学校を休む子どもの世話をする職員について、
- 年次有給休暇とは別の有給休暇として、賃金を100%補償して休ませた場合に支給されるものです。

助成金の変更により、就業規則に特別休暇等の規定が整備されていなくても対象となります。

ただし、両立支援助成金では1人あたり5万円（上限50万円）だったところ、この助成金では**休暇時に支払った賃金額（10/10、1人あたり日額上限13,500円）**が支給されることとなりますのでご注意ください。

コロナの状況は少し落ち着いているようですが、引き続きの対策は重要です。万が一のときのためにも、こうした情報も知っておいていただきたいと思います。

社会保険の適用拡大って？ ④

今回は、適用拡大の対象となる法人および対象職員についてお伝えしました。

対象職員について簡単にまとめると、

「雇用保険のみ加入（＝週20時間以上勤務）しており、社会保険は配偶者の扶養内、だが月収8.8万円以上（＝年収106万～130万円）」 ※収入に含むものが異なるので誤差あり といった人たちになります。

そのような職員がいる場合、2022年10月または2024年10月には、法人はその人を社会保険に加入させなければならない、ということです。当然、本人にとって寝耳に水ということにならないよう、前もってしっかり

説明しておく必要があります。

その反応は様々だと思いますが、当人たちの働き方についてはいくつかの選択肢が考えられますので、それについて解説していきます。

【選択①】引き続き扶養の範囲内で働きたい

自ら社会保険に加入するということは、保険料の負担が発生することになり、手取り収入が減少します。また、中には配偶者の勤務先で「扶養手当」の対象から外れてしまうことも考えられるため、引き続き扶養内でありたい、という人は多いと思われると思います。

ただ、扶養内にとどまるためには、社保適用の対象外になる必要がある、つまり**「週20時間未満の勤務」または「月収8.8万円未満」にする**、という調整が必要になります。勤務時間や日数、あるいは給料を少なくして調整することになりますが、「週20時間未満の勤務」に変更すると雇用保険も外れることとなり、保障が手薄になることに注意が必要です。

また、勤務を減らすということは人手が減ることになるため、事業所にとってはシフト調整等で困難が生じることにつながります。 次回へ続きます

YouTube 始めました！

ご案内しているとおり、このたび「[人事労務のお仕事チャンネル](#)」と題してYouTubeで動画配信を開始しました！

人事労務に関するちょっとした疑問や、誤解の多いところなど、ポイントを絞って、短時間で気軽に見られるものにしていきたいと思っています。不定期更新にはなりますが、月2本くらいはアップしていきたいと考えていますので、チャンネル登録していただき、定期的にごぞいていただけると嬉しいです。

どうぞよろしくお願いいたします！！

【編集・発行】

杉山社会保険労務士事務所 代表 杉山逸人

TEL：026-217-3152 FAX：026-217-3153

URL：<https://www.sugiyama-sr.net/>

Mail：mail@sugiyama-sr.net